

平成 20 年度坂井市人事行政の運営等の状況

坂井市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成 18 年条例第 23 号)第 2 条の規定に基づき、平成 20 年度の人事行政の運営等の状況について次のとおり公表します。

・一部、平成 21 年 4 月 1 日現在の状況を公表しています。

第 1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用の状況(平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日)

競争試験採用						選考試験採用	
職種	申込者数	受験者数	合格者数	倍率	採用者数	職種	合格者数
事務	115 人	89 人	5 人	17.8	3 人	看護助手	1 人
建築	4 人	3 人	2 人	1.5	2 人	視能訓練士	1 人
学芸員	14 人	9 人	1 人	9.0	1 人		
保育士	61 人	56 人	15 人	3.7	15 人		
保健師	9 人	9 人	2 人	4.5	2 人		
看護師	11 人	11 人	10 人	1.1	10 人		

(2) 職員の退職の状況(平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日)

退職事由	定年退職	勸奨退職	普通退職	その他	合計
人数	26 人	24 人	3 人	6 人	59 人

(3) 職員数の状況

部門別職員数の状況と主な増減理由(各年 4 月 1 日現在)

区分		職員数(人)		対前年 増減数	主な増減理由
部門		平成 20 年	平成 21 年		
一般行政部門	議会	7	7	0	
	総務	148	145	3	事務の統合
	税務	54	48	6	事務の統合
	民生	272	273	1	福祉業務の充実
	衛生	39	39	0	
	労働	2	1	1	事務の統合
	農林水産	51	45	6	坂井総合支所産業課の本庁統合
	商工土木	10	10	0	
小計	609	593	16		
特別行政部門	教育	200	186	14	事務の統廃合及び指定管理者制度導入
	小計	200	186	14	
公営企業等	病院	106	105	1	技能労務職の減
	水道	12	12	0	
	下水道	20	20	0	
	その他	9	12	3	国民健康保険業務の充実
	小計	147	149	2	
合計	956	928	28		
		[1,070]	[1,070]		

1. 職員数は、一般職に属する職員数(教育長含む)で、総務省の地方公共団体定員管理調査報告値です。

2. [] 内は、条例に定める定数の合計です。

職員数の推移（各年4月1日現在）

会 計	部 門	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年
普通会計	一般行政	610	614	609	593
	教 育	217	212	200	186
	計	827	826	809	779
公営企業等 会 計	病 院	98	99	106	105
	水 道	22	20	12	12
	下 水 道	26	23	20	20
	その他(国保等)	6	8	9	12
	計	152	150	147	149
総 合 計		979	976	956	928

年齢別職員構成の状況（平成21年4月1日現在）

区分		20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	計
		未満	～ 23歳	～ 27歳	～ 31歳	～ 35歳	～ 39歳	～ 43歳	～ 47歳	～ 51歳	～ 55歳	～ 59歳	以上	
職員数 (人)	男	0	4	8	25	41	41	42	21	45	79	72	1	379
	女	0	19	35	43	64	70	41	43	83	101	50	0	549
	計	0	23	43	68	105	111	83	64	128	180	122	1	928
構成比 (%)	男	-	1.1	2.1	6.6	10.8	10.8	11.1	5.5	11.9	20.8	19.0	0.3	100
	女	-	3.5	6.4	7.8	11.7	12.8	7.5	7.8	15.1	18.4	9.1	-	100
	計	-	2.5	4.6	7.3	11.3	12.0	8.9	6.9	13.8	19.4	13.1	0.1	100

第2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況

平成20年度の普通会計決算における人件費の状況

住民基本台帳人口 (平成21年3月31日現在)	歳出額(A)	実質収支	人件費(B)	人件費率 (B/A)
93,687人	32,457,621千円	749,060千円	6,693,833千円	20.7

人件費には、特別職給与、職員給与、各委員等報酬、議員報酬などを含んでいます。

(2) 職員給与費の状況

平成20年度の普通会計決算における職員給与費の状況

職員数	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計
808人	3,060,065千円	328,487千円	1,247,503千円	4,636,055千円

職員手当には、退職手当を含んでいません。

職員数は、平成20年4月1日現在の人数です。

(3) 職員の平均年齢及び平均給料月額等

平成20年4月1日現在における職員の平均年齢及び平均給料月額等の状況

一般行政職

	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額(国ベース)
坂井市	45.4歳	340,470円	382,220円	365,968円
国	41.1歳	325,113円	-	387,506円

技能労務職

	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額(国ベース)
坂井市	46.3 歳	248,958 円	259,906 円	253,867 円
国	48.9 歳	284,679 円	-	320,623 円

「平均給料月額」とは、職員の基本給の平均です。

「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

(4) 職員の初任給の状況(平成21年4月1日現在)

区 分		坂 井 市
一般行政職	大 学 卒	161,600 円
	高 校 卒	140,100 円
技能労務職	高 校 卒	137,200 円
	中 学 卒	137,200 円

(5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成21年4月1日現在)

区 分		経験年数 10 年	経験年数 15 年	経験年数 20 年
一般行政職	大 学 卒	239,800 円	281,686 円	347,829 円
	高 校 卒	207,100 円	238,000 円	295,640 円
技能労務職	高 校 卒	-	227,900 円	243,750 円

(6) 一般行政職の級別職員数等の状況(平成21年4月1日現在)

区分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	計
標準的な職務内容	主事 技師 主事補 技師補	主事 技師	主査	課長補佐 主任	参事 課長補佐	課長	次長	政策監 部長	
職員数	82 人	86 人	175 人	265 人	49 人	51 人	15 人	12 人	735 人
構成比	11.2%	11.7%	23.8%	36.1%	6.7%	6.9%	2.0%	1.6%	100%

坂井市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

(7) 職員手当等の状況

期末・勤勉手当(平成20年度支給割合)

区分	坂井市		国	
	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
6 月期	1.40 月分	0.75 月分	1.40 月分	0.75 月分
1 2 月期	1.60 月分	0.75 月分	1.60 月分	0.75 月分
計	3.00 月分	1.50 月分	3.00 月分	1.50 月分
加算措置	制度上の段階、職務の級による加算措置有		制度上の段階、職務の級による加算措置有	

退職手当

区分	坂井市		国	
	自己都合	勧奨・定年	自己都合	勧奨・定年
勤続 20 年	23.50 月分	30.55 月分	23.50 月分	30.55 月分
勤続 25 年	33.50 月分	41.34 月分	33.50 月分	41.34 月分
勤続 35 年	47.50 月分	59.28 月分	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	・ 定年前早期退職特例措置（2%～20%加算） ・ 退職時特別昇給なし		・ 定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）	

特殊勤務手当

支給実績（平成 20 年度決算）	8,420 千円		
支給職員 1 人当たり平均支給年額（平成 20 年度決算）	45,269 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成 20 年度）	23.0 %		
手当の種類（手当数）	6		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
感染症防疫作業手当	感染症防疫作業に従事した職員	診療エックス線技師又はその助手がエックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業	日額 300 円
放射線取扱作業手当	放射線取扱作業に従事した職員	エックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業	月額 6,500 円
細菌検査作業手当	細菌検査作業に従事した職員	細菌検査技師又は同助手が直接細菌検査の作業	月額 6,500 円
深夜看護手当	深夜看護に従事した職員	午後 3 時から深夜にかけて、又は深夜から午前 7 時までの病棟勤務	1 回 3,300 円
保育業務手当	保育所、幼稚園及び幼保園に勤務する職員	児童の保育業務	月額 4,000 円
下水マンホール内作業手当	下水マンホール内作業に従事した職員	マンホール内及び中継ポンプ場内における作業	日額 300 円

時間外勤務手当

支給実績（平成 20 年度決算）	107,177 千円
職員 1 人当たり平均支給年額	140 千円

その他の手当

手当名	内 容	国の制度と比較
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 ・ 配偶者 13,000 円 ・ 配偶者以外 1 人につき 6,500 円 (職員に配偶者がいない場合はそのうち 1 人について、11,000 円) (満 16 歳年度初めから満 22 歳年度末までの間にある子 1 人につき、5,000 円を加算)	国と同じ
住居手当	賃貸住宅の場合、家賃が 12,000 円を超える場合に支給 ・ 家賃月額 23,000 円以下 家賃額 - 12,000 円 ・ 家賃月額 23,000 円を超え 55,000 円未満 (家賃額-23,000 円) × 1/2+11,000 円 ・ 家賃月額 55,000 円以上 27,000 円	国と同じ

通勤手当	通勤のため交通機関、交通用具等を利用している職員に支給 ・ 交通機関利用者 運賃相当額 55,000 円/月を限度（6 箇月定期相当額） ・ 乗用車等を使用する場合（片道 2km 以上の場合） 距離数に応じて支給（2,000 円から 24,500 円まで）		国と同じ
管理職手当	市長付政策監 91,400 円 部長 77,700 円 次長 69,800 円	課長 58,000 円 参事 43,200 円 保育所(幼保園)長 30,000 円	国と同じ

(8) 特別職の報酬等の状況

区 分		給料月額等	期末手当
給 料	市 長	855,000 円 (950,000 円)	(平成 20 年度支給割合) 6 月期 1.6 ヶ月 12 月期 1.75 ヶ月 合計 3.35 ヶ月
	副市長	702,000 円 (780,000 円)	
報 酬	議 長	490,000 円	
	副議長	420,000 円	
	議 員	400,000 円	

市長及び副市長の給料については、平成 18 年 8 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの間、10%相当額が減額されており、() 内は、減額前の金額です。

第 3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 平成 20 年度における職員の勤務時間の状況

1 週間の勤務時間	勤務時間	休憩時間
40 時間	8 : 30 ~ 17 : 30	12 : 00 ~ 13 : 00

公務の運営上、特別の形態によって勤務する必要のある職員は、上記以外の勤務時間の割振りによります。

(2) 休暇、休業制度の状況

職員の主な休暇、休業制度は次のとおりです。

種 類	期 間 等	備 考	
年次有給休暇	職員が請求したときに付与される休暇 1 暦年において 20 日以内 (20 日を限度に繰越可)	平成 20 年の取得状況 平均 8.1 日/人	
病 気 休 暇	結核性疾患により長期療養の場合 1 年以内 負傷又は上記以外の疾病より療養する場合 90 日以内		
特 別 休 暇	特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合に認められる休暇	それぞれの休暇に応じた日数・時間	
主 な 特 別 休 暇	子の看護等休暇	中学校就学前の子の看護をする場合	1 暦年 5 日以内
	産 前 休 暇	出産予定日の 8 週間前から出産当日まで (多胎妊娠の場合は 14 週間)	8 週間
	産 後 休 暇	出産の日の翌日から 8 週間	8 週間
	結 婚 休 暇	結婚に伴う行事等のため必要と認められる期間	連続する 5 日以内
	出 産 補 助 休 暇	配偶者の出産の付添い等をする場合 (入院から出産後 2 週間までの期間内)	2 日以内
	忌 引 休 暇	職員の親族が死亡したとき	続柄に応じた日数
	夏 季 休 暇	夏季における心身の健康の維持及び増進等	連続する 3 日以内
	ボランティア休暇	職員が社会貢献活動を行う場合	1 暦年 5 日以内
介 護 休 暇	規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により介護を必要とする場合 連続する 6 月以内	平成 20 年度の取得状況 1 人	

育児休業	養育する子が3歳までに達する日まで取得が可能	平成20年度の取得状況 女性職員27人
部分休業	養育する子が3歳までに達する日まで正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて1日を通じて2時間を超えない範囲内で取得が可能	平成20年度の取得状況 0人

年次休暇については、平成20年1月1日から平成20年12月31日の取得状況です。

第4 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況

分限処分とは、公務の能率の維持及びその適正な運営の確保の観点から、心身の故障などの事由により職員がその職責を十分に果たすことができない場合に行う処分のことです。

平成20年度の分限処分の状況は次のとおりです。

区分	降任	免職	休職	降給
処分者数	0人	0人	10人	0人

(2) 懲戒処分の状況

懲戒処分とは、公務における規律及び秩序を維持するため、職員に法令違反や職務上の義務違反など公務員としてふさわしくない非行があった場合に行う処分のことです。

平成20年度の懲戒処分の状況は次のとおりです。

区分	戒告	減給	停職	免職
処分者数	0人	0人	0人	0人

第5 職員のサービスの状況

(1) サービス遵守の概要

地方公務員法（以下（法）という。）第30条では、サービスの根本基準として、「すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定されています。

さらに、職員には次のような義務、禁止及び制限などサービス上の強い制約が定められています。

- 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（法第32条）
- 信用失墜行為の禁止（法第33条）
- 秘密を守る義務（法第34条）
- 職務に専念する義務（法第35条）
- 政治的行為の制限（法第36条）
- 争議行為等の禁止（法第37条）
- 営利企業等の従事制限（法第38条）

(2) 職務専念義務免除の状況

「職員は、法律又は条例に特別の定めがある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。」（法第35条）とされています。ただし、職務に専念する義務の特例に関する条例により、研修を受ける場合、厚生に関する計画の実施に参加する場合、その他任命権者が定める場合において、任命権者の承認を得て、職務専念義務が免除されることがあります。

平成20年度の職務専念義務免除の状況は次のとおりです。

区分	免除件数	免除事由
平成20年度	9件	研修を受ける場合等

(3) 営利企業等従事許可の状況

「職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他規則で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、または報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。」(法第38条)とされています。

平成20年度の営利企業等従事許可(兼職承認含む)の状況は次のとおりです。

区 分	許可件数	従事内容
平成20年度	34件	防犯隊員・消防団員・土地改良役員等

第6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員の研修の状況

職員の研修については、「職員には、その勤務能率の発揮及び増進のために、研修を受ける機会が与えられなければならない。」とされています。(地方公務員法第39条)社会情勢の急激な変化や多様化する住民ニーズに対応するため、各種研修に参加させるとともに、職員の資質の向上と人材の育成に努めています。

平成20年度に実施した研修は次のとおりです。

庁内研修(坂井市独自)

研 修 名(テーマ)	内 容	受講者数
JIAM 出前研修 「民間企業の経営感覚を取り入れた地域(行政)経営」	職員の行政経営能力及び行政サービスの向上を図る。	73人
広報責任者研修	広報責任者の役割及び報道機関への情報提供のあり方について。	43人
新規採用職員研修	公務員としての意識を高めるとともに今後の坂井市職員としての目標を考える。	9人
新規採用予定者研修	坂井市職員としての心構えや職務に必要な基礎知識・技能を習得する。	23人

委託研修(福井県自治研修所)

研 修 名	内 容	受講者数
新規採用職員研修(保育)	新規に採用された職員を対象	23人
ステップ1研修	平成20年4月1日現在25歳の職員を対象	4人
ステップ2研修	平成20年4月1日現在30歳の職員を対象	12人
ステップ3研修	平成20年4月1日現在35歳の職員を対象	25人
ステップ4研修	平成20年4月1日現在40歳の職員を対象	20人
新任課長補佐級研修	新たに課長補佐級に昇任した職員を対象	6人
課長級研修	新たに参事に昇任した職員を対象	11人
管理職員研修	新たに課長に昇任した職員を対象	11人
パワーアップ研修	民法、政策法務、行政法、地方自治体の訴訟法務、プレゼンテーション、財務諸表、クレーム対応、コーチングスキル、問題解決“ 図解 ”、聞く力 問題解決能力向上 等 18 講座	209人

その他の研修機関

研修名	内 容	受講者数
自治大学校	第3部課程新時代・地域経営コース	1人
三国職業安定協議会	社会人デビューセミナー	15人
福井県地域労使就職支援機構	若年社員スキルアップセミナー	9人
福井県市町村振興協会	分権時代の地方財政運営・政策法務	20人
	地方自治体における PPP の現状と課題解決の方策	10人
全国市町村国際文化研修所	公会計改革～最新動向と4表作成のポイント整理～	2人
	企業会計的手法導入による公会計改革	1人
日本経営協会	監査業務の効率的な処理実務	1人
	公金徴収事務を進めるための法律実務	1人
	公務能率研究会議	1人
	臨時・非常勤職員の任用と管理事務	2人

自主研修

研修内容	区 分	研修者数
臨時職員の雇用形態	グループ	5人
自治体業務改善運動の効果と適切な実施方法について	グループ	5人
行政評価システム	グループ	7人
広報協会セミナー「自治体の広報戦略を考える」	個人	3人

(2) 勤務成績の評定の状況

職員の職務に対する意欲を高めて組織の活性化を図るとともに、行政ニーズに即応できる人材を育成するため、職員の勤務実績及び能力を的確に把握し、公正に評価する「新たな勤務評価制度」を現在構築中で、平成21年度から実施します。

第7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の健康管理に関する主要事業の実施状況（平成20年度）

職員の健康維持と疾病予防のため労働安全衛生法第66条及び労働安全規則第44条の規定に基づき、職員の健康診断を実施するとともに、希望職員に対し各種がん検診の実施や人間ドック受診者への費用の一部助成も行っています。

なお、身体面での健康管理だけでなく、職場環境の変化や業務遂行における環境の変化等から、職員のメンタルヘルスの必要性が高まっており、心理カウンセリング事業を実施することにより、職員の心身両面にわたる健康の保持に努めています。

平成20年度職員健康診断及びがん検診受診状況

種 類	受診者数	種 類	受診者数
定期健康診断	656人	胃がん検診	63人
人間ドック(1日)	83人	乳がん検診	94人
人間ドック(2日)	165人	子宮がん検診	79人
人間ドック(脳)	106人	前立腺がん検診	122人
		大腸がん検診	130人

定期健康診断受診率 95.5%

(2) 職員の福利厚生事業の状況

共済制度の状況

職員の共済制度は、地方公務員法第 43 条に基づいて定められた地方公務員等共済組合法によって具体的に定められています。共済制度を運用し、実施する主体は福井県市町村職員共済組合です。

共済組合では、組合員及びその家族の生活の安定と福祉の向上と職務の能率的運営に資することを目的として、病気・ケガ・出産・死亡・休業または災害などに対して、必要な給付を行う「短期給付事業」、退職、障害または死亡に対して年金などの給付を行う「長期給付事業」、健康保持増進や住宅資金等の貸付けを行う「福祉事業」の大きく分けて3つの事業を行っています。

なお、制度実施のため必要な財源は職員の掛金(1/2)と使用者である市の負担金(1/2)によって賄われています。

市における福利厚生制度に係る市の負担状況

市においては、地方公務員法第 42 条に基づき、職員の福利厚生事業を「坂井市職員互助会」に付託し、慶弔互助事業、福利厚生・親睦慰安事業、健康づくり・健康管理事業などを実施しています。なお、「坂井市職員互助会」の運営する費用については、職員の毎月の掛金(給料月額額の 5/1000)と市からの補助金で事業が行われています。

平成 20 年度の坂井市職員互助会の事業状況は次のとおりです。

事業	主な内容	平成 20 年度 決算額 (円)	市補助金額 (円)	1 人当たり 補助額 (円)
福利厚生	福利厚生助成 (共通利用券)・親睦慰安事業助成・部活動助成・健康づくり健康管理事業助成など	円 14,897,412	円 3,433,500	円 3,500
慶弔事業	結婚祝金・出産祝金・死亡弔慰金・病気見舞金・退職給付金	4,495,100	0	0

(H21.3.31 現在会員数 981 名)

公務災害補償制度の状況

公務災害補償制度は、職員が公務上の災害(負傷、疾病、障害及び死亡)又は通勤による災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害の補填(補償)と、被災職員の社会復帰の促進及び職員・遺族の援護を図るために必要な事業(福祉事業)を行うことを目的としています。具体的には、地方公務員法第 45 条に基づいて定められた地方公務員災害補償法によって定められています。

平成 20 年度の公務災害の認定の状況は次のとおりです。

区分	認定件数			総合計
	負傷	疾病	計	
公務災害	7	0	7	8 件
通勤災害	1	0	0	

第8 公平委員会の業務の状況

公平委員会は、地方公務員法第7条第3項の規定に基づいて設置された行政委員会です。職員の利益の保護と公正な人事権の行使を保障するため、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置要求を審査し、必要な措置を講ずることや、職員の不利益処分についての不服申立てに対する裁決または決定を行うことを主な仕事としています。また、職員からの苦情相談に関することも公平委員会の仕事です。

平成20年度の公平委員会の業務の状況は次のとおりです。

業 務 種 別	件 数
勤務条件に関する措置の要求	0件
不利益処分に関する不服申立て	0件